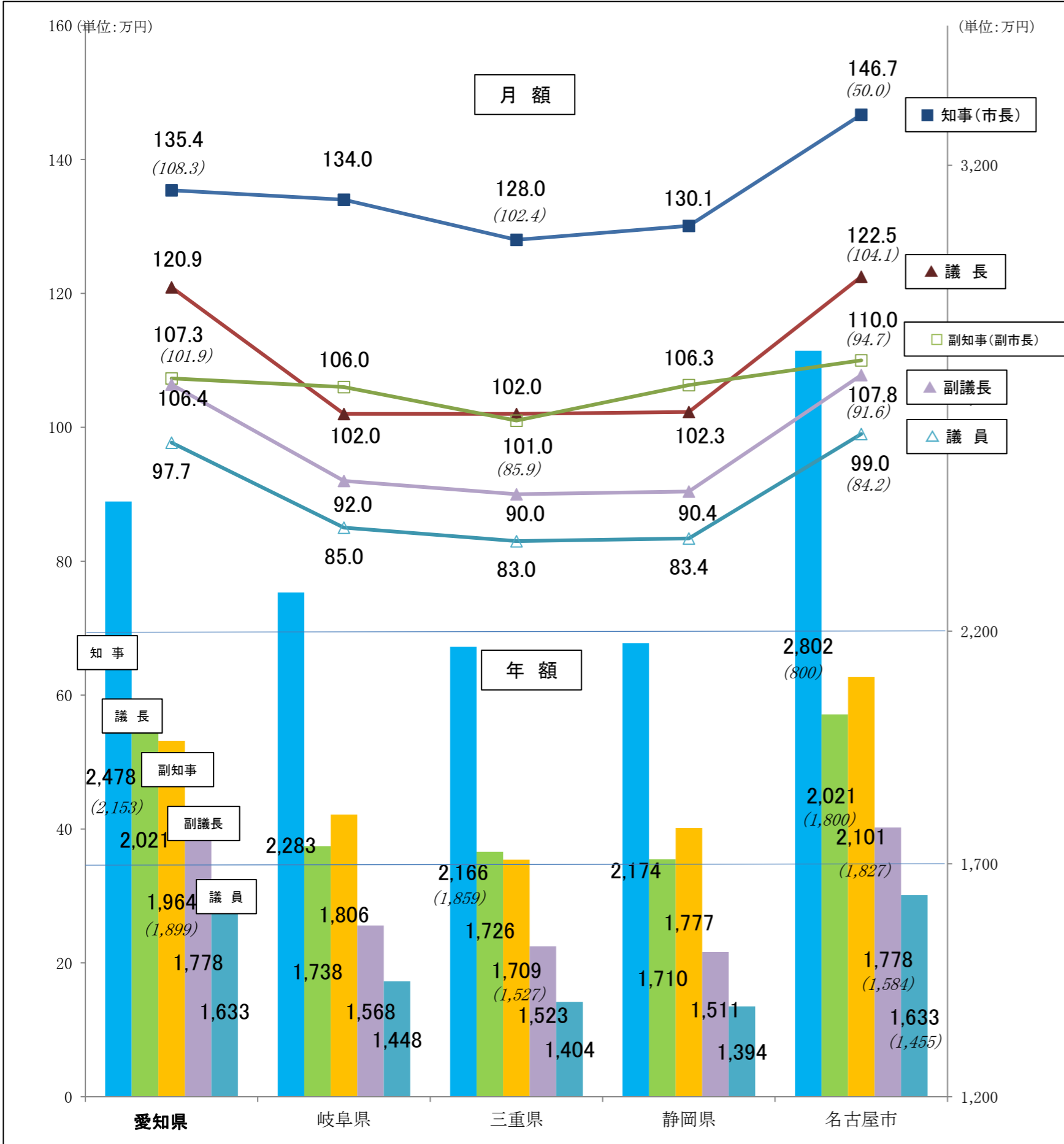


# 4 東海四県・名古屋市 特別職の報酬等 (平成29年4月1日現在)

## 1 報酬等の月額及び年額



(注) ( )内は、財政事情等により報酬等を減額している団体における減額後の額を示す。

## 2 過去の改定経過

改定年月日(知事)	H29.4.1までの経過年月数	過去の改定経過	
		[前回改定からの経過年月数]	
愛知県	27. 4. 1	2年0月	27. 4 [8年3月] 19. 1 [3年1月]
岐阜県	6. 12. 1	22年4月	6. 12 [3年0月] 3. 12 [3年0月]
三重県	19. 4. 1	10年0月	19. 4 [1年0月] 18. 4 [10年3月]
静岡県	28. 4. 1	1年0月	28. 4 [4年0月] 24. 4 [2年4月]
名古屋市	22. 4. 1	7年0月	22. 4 [3年0月] 19. 4 [1年0月]

## 3 抑制措置(平成29年4月1日現在)

区分	知事		副知事		議長・副議長・議員	
	例月	ボーナス	例月	ボーナス	例月	ボーナス
愛知県	△20%		△5%			
岐阜県						
三重県	△20%		△15%			
静岡県						
	市長		副市長			
名古屋市	定額支給	定額支給	△約14%	△10%	△15%	

《名古屋市の市長、議長、副議長及び議員の報酬等の抑制措置について》

### ○市長の抑制措置

「市長等の給与の特例に関する条例」を制定し、条例本則の規定にかかわらず、次のとおり支給

- ①給料月額: 50万円
  - ②期末手当: 6月期及び12月期ともに100万円
  - ③地域手当: 支給しない
  - ④退職手当: 支給しない
- } 年額800万

### ○議長、副議長及び議員の抑制措置

平成23年5月に「名古屋市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例」を制定し、市長と同様の措置を実施していたが、平成28年4月から上記特例条例の内容を変更し、次のとおり支給

- ①報酬月額: 50万円 → 本則額から15%抑制
- ②期末手当: 6月期及び12月期ともに100万円 → 抑制なし (地域手当及び退職手当は議員には支給されない)